

## 岡山市PTA協議会 表彰規定

第1条 岡山市PTA協議会会則第13条により、表彰規定を次のとおり定める。

第2条 表彰は、PTAの模範となる活動をし、その成果を収めた団体、個人及び善行児童・生徒に対して岡山市PTA協議会会長が行う。

第3条 表彰は役員会において選考し、本会の定例総代会または適当な機会に表彰状を贈り、副賞を贈呈することができる。

第4条 表彰の対象および選考基準は次のとおりとする。

(1) 単位PTAの会長、副会長を通算3年以上務めた者で、PTAの運営に関し特に実績の顕著な者

(2) その他表彰を必要とする事例が生じた場合は、役員会の議を経て決定する。

### 附 則

この規定は、平成23年5月21日から施行する。

この規定は、令和5年5月20日より一部改正し施行する。